

空調夏期契約
(選択約款)

平成29年4月1日実施

一 関 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 対象となるお客さま	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. その他	3
別 表	3
1. 適用区分	4
2. 早収料金の算定方法	4
3. 料金表	5

空調夏期契約

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、当社が定めるガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）別表第1の適用地域及び4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社の小売約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件及びお客さまへの通知等については小売約款の規定によるものとします。
- (2) 当社は、小売約款を変更した場合には、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て）。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」…基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法の規定に基づき記載するものです。
- (5) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」…基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約を契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本契約の契約期間満了前に解約又は小売約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申

し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません((5)において同じ)。

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款(小売約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月以内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金を消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したものを(以下「遅収料金」といいます。)に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの期間については、空調夏期契約には別表の料金表(料金表の基本料金(税抜)、基準単位数(税抜)又は8の規定により調整単位数(税抜)を算定した場合は、その調整単位数(税抜)を用います。)を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間については、小売約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定します。

8. 単位数の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位数(税抜)に対応する調整単位数(税抜)を算定いたします。この場合、基準単位数(税抜)に替えてその調整単位数(税抜)を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位数の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位数(1立方メートルあたり)

= 基準単位数(税抜) + 0.127円 × 原料価格変動額 / 100円

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位数(1立方メートルあたり)

= 基準単位数(税抜) - 0.127円 × 原料価格変動額 / 100円

(備考)

上記イ・ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トンあたり)

58,240円

② 平均原料価格(トンあたり)

別表2(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = (\text{トンあたりLPG平均価格}) \times 1.0000 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. その他

(1) その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日：平成29年4月1日からといたします。

(別表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計といたします。
- (2) 基本料金（税抜）は、定額基本料金（税抜）と流量基本料金（税抜）の合計といたします。流量基本料金（税抜）は、流量基本料金単価（税抜）に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金（税抜）を算定した場合は、その調整単位料金（税抜）に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表

(1) 定額基本料金

1ヵ月およびガスメーター1個につき	35,640円(税込)
	33,000円(税抜)

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	966.2112円(税込)
	894.64円(税抜)

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	93.9600円(税込)
	87.00円(税抜)

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。